

霧島市条例第 33 号

令和 7 年 7 月 3 日

霧島市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市議会基本条例の一部を改正する条例

霧島市議会基本条例（平成21年霧島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方分権時代にふさわしい議会を実現すること」を「議会機能を強化し、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市政発展に寄与すること」に改める。

第 2 条第 2 号中「市 市長を代表とする基礎的自治体としての霧島市をいう」を「市長等 市長、その他市の執行機関をいう」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 委員会 霧島市議会委員会条例（平成17年霧島市条例第302号）に定める常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。

第 6 条第 2 項中「常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改め、同条第 3 項中「議会は、」の次に「議会報告会をはじめとする」を加え、「議員の政策立案能力を高めるとともに、政策提案を拡大する。」を「積極的に市民の参加を促すとともに、市民の意見を議会運営の改善又は政策提言に反映させるよう努めなければならない。」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（政策提案及び政策提言）

第 7 条の 2 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(1) 議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識を図り、当該課題の解決及び政策提言を目的とする審査及び調査の場として、議員で構成する政策提言協議会を設置する。

(2) 議会は政策提言協議会で政策提言を行った事項について、市長等に対し文書により

回答を求める。

「第 5 章 自由討議の保障」を「第 5 章 討議の保障」に改める。

第10条中「自由」を削る。

第11条第 2 項中「行う」を「行い、政策等の立案又は提言その他能動的な活動に努めなければならない」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 委員会は、本会議において、その所管に属する事項について、議長の許可を得て質問することができる。

5 委員会は、その所管に属する事項について、市長等に対し文書により回答を求める。

第21条中「所要の措置を講ずる」を「見直しを行うものとする」に改め、同条を第24条とし、第20条を第23条とする。

第 9 章中第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第 8 章に次の 1 条を加える。

(災害時の議会对応)

第19条 議会は、災害時においても議会機能を的確に維持しなければならない。

第16条の見出し中「議会広報」の次に「広聴」を加え、同条を第18条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(議場等の開放)

第17条 議会は、市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の 1 条を加える。

(情報通信技術の活用)

第15条 議会は、議会活動の効率化、活性化及び透明化を図るため、情報通信技術の積極的な活用に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。